

郵便料金に係る算定基準等に関する検討会（第6回）

議事要旨

1. 日時 令和8年2月4日(水)15時00分～17時00分
2. 場所 Web会議
3. 出席者（敬称略）
 - (1) 構成員
山内 弘隆（座長）、関口 博正（座長代理）、泉本 小夜子、男澤 江利子、
高橋 賢、西村 真由美
 - (2) 事業者等
日本郵便株式会社
株式会社三菱総合研究所
 - (3) 総務省（事務局）
牛山 智弘（郵政行政部長）、折笠 史典（郵便課長）、松岡 幸治（郵便課情報通
信政策総合研究官）、田中 沙也加（郵便課課長補佐）、渡部 祐太（企画課信書便
事業室長）、能登部 康生（企画課信書便事業室課長補佐）
4. 議題
 - (1) 算定要領案等について
 - (2) 関係事業者ヒアリング
 - (3) 「算定要領案」に関する検討課題
5. 議事概要
 - (1) 算定要領案等について
事務局から資料に基づき説明があった。
 - (2) 関係事業者ヒアリング
株式会社三菱総合研究所及び日本郵便株式会社から資料に基づき説明があった。
 - (3) 「算定要領案」に関する検討課題
事務局から資料に基づき説明があった。

各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○ 経営効率化の反映方法について、郵便物の減少に伴う業務量の減少により、要員配置の適正化に取り組むことで、人件費の削減が見込まれるという説明は納得できる。人件費の考え方において、業務量が減少した後の要員配置まで考慮されない場合もある中で、ここまで考慮できるのは非常に分かりやすく良いと思う。

○ 業務量及び労働時間の減少率の過去実績を用いて人件費の削減可能額を算出しても、様々な環境の郵便局があるため、実際には当該削減可能額を達成することは困難ではないか。例えば、3人で業務を行っている地方の郵便局では、同じ減少率での人員削減は困難ではないか。

○ 郵便物数の減少に連動させた人件費の削減可能額の算出方法については、論理的にも整合性があると理解している。潜在的には、業務量の減少に伴う労働時間の減少への寄与度の値がそもそも妥当なのかという点について、別途検証が必要になるのではないかとと思うが、現状としてはこのような形で効率化による削減額を見込んでいくという考え方は、現実的なものだと考えている。

また、包絡分析法（DEA）については、考え方については理解できた。ただし、具体的にどのような形で経営効率化の反映として利用することが想定されているのか、正確に理解できていない部分がある。効率性評価として非常に明確に示していただいた一方で、これを実際に料金設定の根拠として用いるのか、コスト削減の目安とするのか、業務改善の優先順位付けで活用するのかなど、様々な利用方法が考えられるのではないかと。

また、そもそも郵便事業は、採算性だけでなく全国一律サービスの義務や地域の生活インフラとしての役割等もあることを考えると、効率性が低い部分があるまま削減対象とはならない場合もあるのではないかと考えており、やはり政策的、社会的な観点も必要ではないか。

- 一般信書便役務に関する料金の算定方法は、郵便料金算定要領案の内容に準じたものとするということだが、現時点では、一般信書便事業に参入する事業者は現れないと思われるため、この点にも配慮した検討が必要だと思う。
- 報酬率の算出において、他人資本と自己資本の構成を7対3で固定し、他人資本部分については有利子負債の利率を乗じるという結論に至ったと理解した。

前回会合で、「有利子負債以外の他人資本にはリスクフリーレートを掛けて加算する案も考えられるのではないか。」と質問した趣旨は、支払利息が発生しない部分に対して、機会費用を考慮するという意味で国債利回りを乗じることで、負債総額とレートベースの総額に差が生まれないように、負債の多くを占める有利子負債以外の負債分を何らかの形で考慮するということであった。

ただし、これは他人資本と自己資本の構成に、日本郵便の実際の資本構成を反映する場合の提案であった。電気通信の場合には、実際の資本構成に従ってレートベースを算出していたため、機会費用を考慮していたが、他人資本と自己資本の構成を7対3で固定するのであれば、他人資本の部分には有利子負債の利率を乗じるのが一番良いと理解した。
- 日本郵便の実際の資本構成ではなく、7対3で固定した資本構成を用いることが合理的であることは本検討会でも議論したことであり、他人資本の部分には有利子負債の利率を乗じるということによいと思う。
- 今回の試算結果によれば、効率化を図っても一定の値上げが必要だということで、郵便事業の厳しい状況を再認識した。
- 郵便料金政策委員会のヒアリングでは、値上げは仕方ないが、一度に3割も値上げされてしまうと利用者としてはインパクトが大きいという意見が出たと記憶している。このような意見も踏まえ、料金設定に関する日本郵便の自由度を高めてほしいという要望があったことが今回の算定要領を検討している1つの理由であると思っている。その意味で、収支相償という郵便法第3条の制約がある中で、段階的に値上げすることは想定されるか。

- 値上げ幅が大きくなると、郵便物数がますます減っていくのではないかと思ったが、一度に値上げをするのではなく、段階的に値上げをする方法もあると理解した。

(以上)